

大分市（以下、「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により、新環境センター整備事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、その客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 3 0 日

大分市長 佐藤 樹一郎

新 環 境 セ ン タ ー 一 整 備 事 業
特 定 事 業 の 選 定 に つ い て

令和4年6月

大分市

新環境センター整備事業 特定事業の選定について

目 次

第1章 事業概要	1
1 事業の目的	1
2 事業の内容	1
3 施設の立地及び規模	2
第2章 市が直接事業を実施する場合とPFI事業（BT0方式）で実施する場合の評価	3
1 評価方法	3
2 市の財政負担見込額による定量的評価（VFMの算出）	3
3 PFI事業（BT0方式）で実施することの定性的評価	4
4 総合的評価	5

第1章 事業概要

1 事業の目的

現在、市が所有している福宗環境センター清掃工場（1997年（平成9年）4月稼働）・リサイクルプラザ（2007年（平成19年）4月稼働）及び佐野清掃センター清掃工場（2003年（平成15年）4月稼働）は、稼働から長期間が経過し、設備の故障による施設整備が増加するなど、ごみの適正処理に支障を及ぼすことが懸念され始めていることから、新たな一般廃棄物処理施設（以下、「新環境センター」という。）を計画的に整備する必要性が生じてきている。

また、市のごみ処理施設においては、現在、地方自治法第252条の14に規定する事務の委託により、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市の一般廃棄物の広域の処理を行なっているが、大分都市広域圏の構成市である豊後大野市が所有するごみ処理施設についても更新時期が迫ってきていることから、新環境センターでの広域処理に参加の意向が示されたため、6市から排出される一般廃棄物の広域処理を行う施設の整備が必要とされている。

本事業の目的は、市が掲げる「安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設」、「資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進する施設」、「災害に強く、防災対策機能を備えた施設」、「市民に開かれた施設」、「経済性に優れた施設」を具現化した施設整備や運営・維持管理を実施するものである。また、国の2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）の推進を踏まえ、地球温暖化の防止に寄与する施設を目指すものである。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、設計・建設、資金調達及び運営・維持管理業務を一括発注にて行うPFI方式（BOT方式）にて実施する。PFI事業者は、本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設竣工時にその所有権を市に引き渡す。

PFI事業者は、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）及び19.5年間の運営期間にわたって、運営対象施設（余熱利用施設を除く）の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行うものとする。

残渣運搬事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する焼却灰、飛灰、熔融飛灰を残渣資源化施設に搬送する業務（残渣運搬業務）を行い、残渣資源化事業者は自らの残渣資源化施設にて、搬入された焼却灰、飛灰、熔融飛灰を資源化する業務（残渣資源化業務）を行うものとする。

余熱利用施設運営事業者は、19.5年間にわたって、余熱利用施設の運営に係る業務（以下「余熱利用施設運営業務」という。）を行うものとする。

本施設は30年間にわたって使用する予定であり、PFI事業者は30年間の使用を前提として本事業を実施する。

また、本施設の建設費に関する資金調達は、PFI事業者とするが、循環型社会形成推進交付金及び地方債等を活用する計画である。

(2) 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間	事業契約締結日から令和29年3月31日まで
設計・建設期間	事業契約締結日から令和9年9月30日まで（約4.25年）
運営期間	令和9年10月1日から令和29年3月31日まで（19.5年間）

3 施設の立地及び規模

(1) 事業用地

- ア 所在地 : 大分県大分市大字上戸次地内
- イ 敷地面積 : 約 25.6ha

(2) 施設の種類及び概要

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設

概 要	
処理方式	全連続焼却方式 ※ストーカ方式、シャフト炉式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式のいずれかの方式。 ※焼却灰、飛灰、溶融飛灰は、事業者が提案する残渣資源化施設（本施設以外）に運搬し、資源化処理を行う。
処理能力	690 t / 日（230 t / 日 × 3 炉）
処理対象物	収集・直接搬入可燃ごみ、破碎後・資源系残渣、し尿・汚泥（脱水）、災害廃棄物等

イ マテリアルリサイクル推進施設

概 要	
処理方式	破碎選別処理施設 缶・びん選別処理施設 ペットボトル選別・圧縮梱包処理施設 プラスチック製容器包装選別・圧縮梱包処理施設
処理能力	59.4 t / 日

ウ スプレー缶・蛍光管等処理保管施設

概 要	
保管量	264 t / 年
一次貯留物	ガス缶・スプレー缶、ライター、乾電池、蛍光管

エ その他の施設

- ・計量棟
- ・市民搬入用ストックヤード棟
- ・環境啓発施設
- ・管理棟
- ・多目的広場
- ・スラグ用ストックヤード（シャフト炉式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式の場合）
- ・ストックヤード（一次貯留施設、処理・保管施設）
- ・余熱利用施設
- ・特別高圧電線路受変電開閉所（特高変圧器、VCTを含む）（敷地外）
- ・その他関連する施設や設備

第2章 市が直接事業を実施する場合とPFI事業（BT0方式）で実施する場合の評価

1 評価方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び本事業実施方針に基づき、本事業をPFI事業（BT0方式）で実施するための選定の基準は、公共サービスの水準の向上及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることとした。具体的には、次により評価を行った。

- (1) 市の財政負担見込額による定量的評価（VFMの算出）
- (2) PFI事業（BT0方式）で実施することの定性的評価
- (3) 事業者に移転するリスクの評価
- (4) 上記(1)から(3)による総合的評価

2 市の財政負担見込額による定量的評価（VFMの算出）

(1) 市の財政負担見込額算出の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びPFI事業（BT0方式）として実施する場合の財政負担見込額の算出に当たり、設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

区 分	市が直接実施する場合	PFI事業（BT0方式）で実施する場合	
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営費 ③地方債金利 ④発注支援費用 ⑤施工監理費	①設計・建設費 ②運営費 ③地方債金利 ④アドバイザー費用 ⑤モニタリング費用 ⑥SPC開業費 ⑦SPC経費 ⑧公租公課	
共通の条件	①事業期間：約24年間（設計・建設期間約4.25年間、運営期間19.5年間） ②年間計画処理量：エネルギー回収型廃棄物処理施設処理対象量 185,950 t/年 マテリアルリサイクル推進施設処理対象量 15,473 t/年（保管）264 t/年 ③割引率：0.8%/年 ④物価上昇率：0%		
資金調達に係る事項	交付金	「循環型社会形成推進交付金交付要綱」に基づき設定	同左
	基金	一定額を設定	同左
	起債	設計・建設費から交付金を除き、所定の充当率により設定	同左
	民間資金	—	資本金及び金融機関からの借入金で構成されるとして設定
	一般財源	交付金、基金、起債を除き設定	交付金、基金、起債、民間資金を除き設定

区 分	市が直接実施する場合	PFI 事業（BTO 方式）で実施する場合
設計・建設に係る事項	事業者に対する見積徴取の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
運営に係る事項	事業者に対する見積徴取の結果を精査して設定した運営費	同左

※残渣運搬業務と残渣資源化業務は単価契約を想定しており、「PFI 事業（BTO 方式）で実施する場合（長期契約）」であったとしても、物価変動等による価格の改定を必要に応じて行うことから、各年度の実勢価格が反映される「市が直接実施する場合（単年度契約）」と実質的に事業費の差はないと設定し、未計上とした。

市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値※に換算することにより評価を行った。

※一定期間の長期金利等の推移を基にして設定した割引率を用いて、現時点の価値に換算する考え方。割引率を大きくするほど、数年後の価値を現在価値換算した値は小さくなる。

(2) 市の財政負担見込の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担の比較をすると、以下のとおりである。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担見込を 100 とし、PFI 事業（BTO 方式）で実施する場合と比較を行った。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100.0
PFI 事業（BTO 方式）で実施する場合	93.5
VFM	6.5

3 PFI 事業（BTO 方式）で実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業（BTO 方式）で実施する場合、事業者の経営能力及び技術的能力等の活用による定性的評価としては、市が直接実施する場合と比較すると、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な運営の実施

設計・建設及び運営の一括発注により、運営の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。

また、運営業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運営、点検補修等の運転・維持管理の実施が可能になる。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

これまで単年度契約により個別発注していた運営業務を長期的かつ包括的に委託することから、事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になる。

(3) 財政支出の平準化

施設整備段階における財源に関しては、市が本事業を自ら実施する場合は、交付金と起債及び一般財源から構成されているが、PFI 事業（BTO 方式）により実施する場合、それらの一部を民間金融機関からの借入等で対応でき、市の財政支出の平準化が期待できる。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

市と事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になる。

4 総合的評価

本事業を PFI 事業（BT0 方式）で実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額について約 6.5%の縮減が見込まれるとともに、公共サービスの水準の向上や民間事業者への効率的かつ効果的なリスク分担も図れることも期待することができる。

なお、設計、建設、維持管理、運営の各業務の一括発注による事業期間内の公共部門の間接的コスト（庁内の人件費や事務費等）の削減効果については定量化していないが、この間接的コストを勘案すると、さらなる財政負担額の縮減が見込まれる。

したがって、本事業を PFI 事業（BT0 方式）により実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 7 条の規定に基づく特定事業として選定する。

【問合せ先】

大分市環境部清掃施設課 施設担当班

〒870-8504 大分県大分市荷場町 2 番 31 号

TEL : 097-537-5659（直通） FAX : 097-536-4487

E-mail : seisosisetu@city.oita.oita.jp

以 上